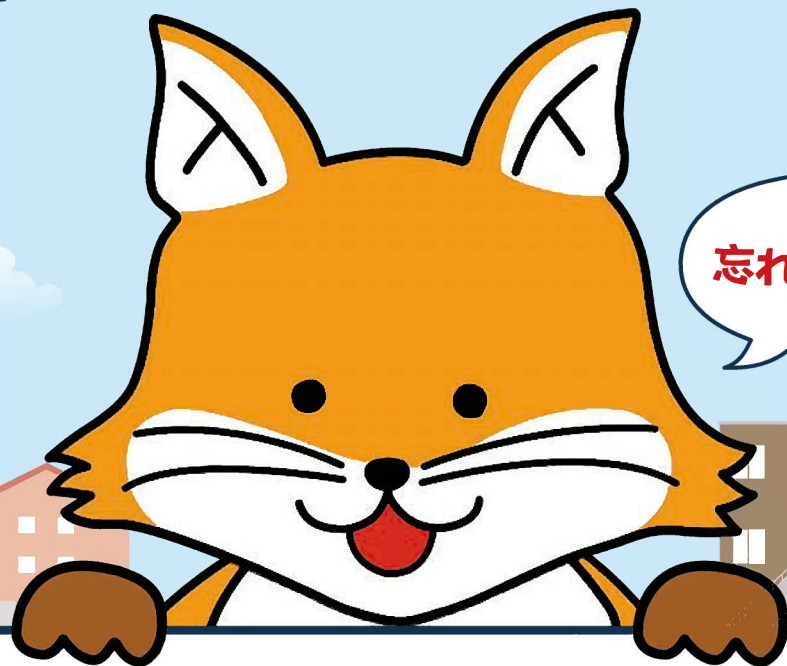


不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から **義務化** されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい

法務局に保管した遺言書があれば相続登記の手続もスムーズ！

遺言書
ほかんガルー



自筆証書遺言
保管制度

遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から
3年以内

いいえ

遺産分割による話し合いがまとまった

はい

遺産分割の結果 に基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日
から3年以内

いいえ

早期に遺産分割
することが困難

相続人申告登記

・義務を簡易に履行できる仕組みです
・相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日
から3年以内

+

（相続人申告登記後に
遺産分割がまとまった場合）
遺産分割の結果に
基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について登録免許税が
免除される場合があります

（詳しくは、法務局ホーム
ページをご覧ください）



遺産分割
はお早めに！！



相続登記について知りたいときは

知りたかった!!

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記申請手続のご案内」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については
こちらから



（ウェブ登記手続案内について
はこちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ（法律
相談のご案内）



日本司法書士会連合
会のホームページ
（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士
会連合会のホーム
ページ（表示に関す
る登記のご案内）



法人も!

不動産の所有者の方へ

住所・名前の変更登記が 義務化されます

令和8年
4月1日
から

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



POINT
1

住所・名前の変更の日から
2年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります

POINT
2

義務化前の変更も対象!

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、
令和10年3月末までに登記する必要があります

スマート!



「シラナカッタムキ」

POINT
3

スマート変更登記でらくらく安心!

※かんたん・無料の手続きをしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をします

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ

住所等変更登記

検索



預けて安心!

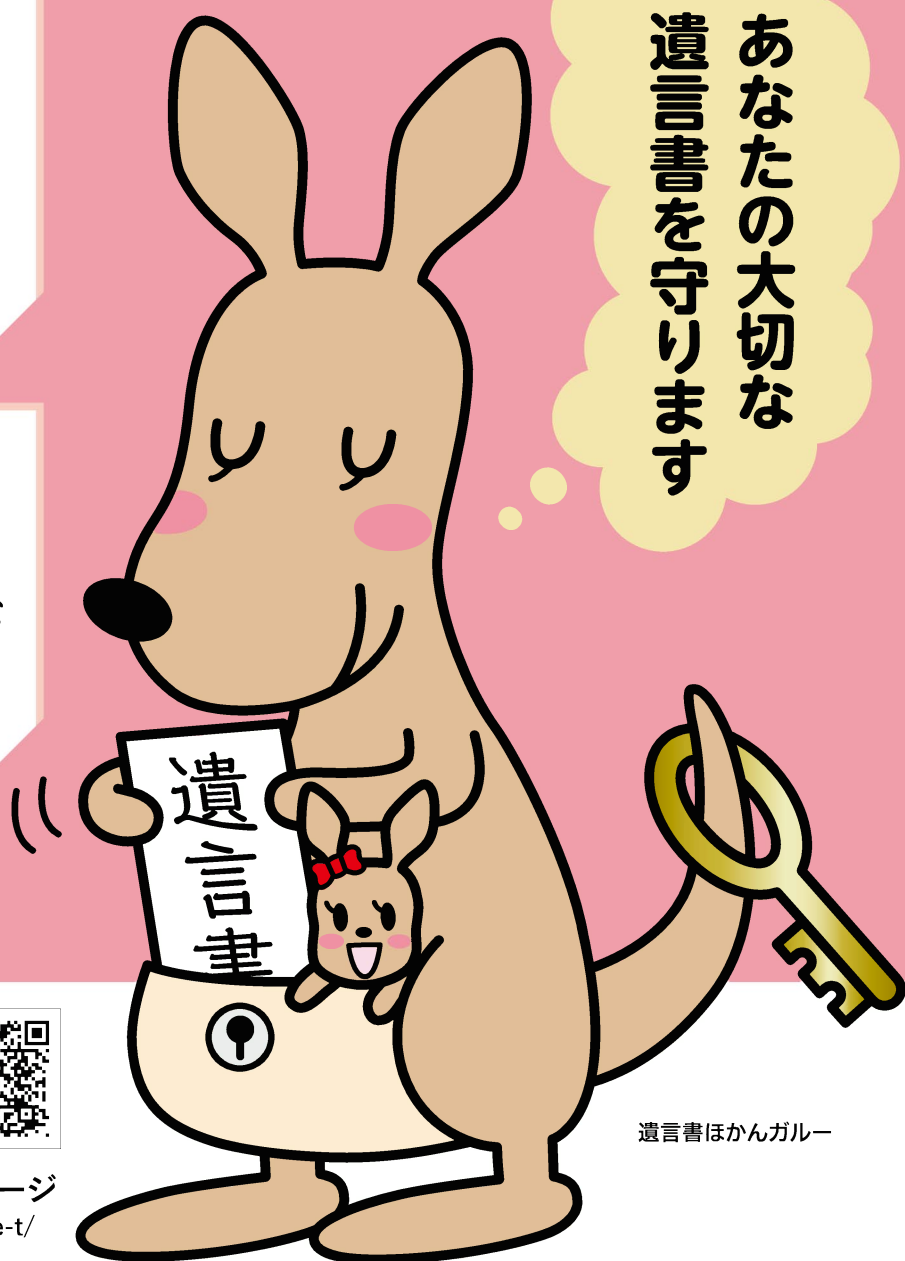
白筆証書遺言書 保管制度

全国の
法務局※
で
ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書ほかんガルー

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務省民事局

(詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

